

# 未申請時の凍結物（胚・精子）廃棄同意書 （兼 凍結物保存期間の延長申請書）

（上記の胚または精子のいずれかを必ずマルで囲ってください）

なかむらアートクリニック 院長殿

今回、私たち夫婦が凍結保存期間の延長を申請する胚の採卵日または精子の凍結日は、  
（西暦） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（必須）です。

今回の保存期間延長の申請手続きにより次回の凍結保存期限日は、  
（西暦） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（必須）となります。

- ・ 私たち夫婦が「次回の凍結保存期限日」までに「凍結保存期間の延長の手続き」をしなかった場合は、「凍結期限日を過ぎた凍結物を廃棄する」ことに同意します。
- ・ 貴院から凍結物の更新手続きに関する連絡が一切なされないことに同意します。
- ・ 私たち夫婦が、もし凍結保存期限日から更に保存期間の延長を希望する場合は、自らの意思で次回の凍結保存期限日までに所定の手続きを行います。
- ・ 下記の補足の内容についても同意します。

同意年月日（西暦） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

・ 住 所

・ 夫（自署）

・ 診察券番号 （ \_\_\_\_\_ ）

・ 妻（自署）

・ 診察券番号 （ \_\_\_\_\_ ）

<補足>

## 凍結期限日を超えた凍結物は廃棄処分となります。

本同意書は凍結保存期限日を延長するための同意書です。当院からは、凍結保存期限のお知らせや期限が切れた際  
の意思を確認するための連絡はいたしません。もしご夫婦が「次回の凍結保存期限日」までに保存期間延長の手続きを  
しなかった場合には、保存期間延長の意思が無いものとみなし、更新されない凍結物を当院が廃棄処分すること（未  
申請時の凍結物廃棄）に同意するという内容です。その際、当院に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

\* 申請書には、ご夫婦双方の署名が必要ですのでご注意ください。ご署名は自筆でお願いいたします。

\* この同意書が提出されない場合、または署名が自筆でないと疑われる場合には、申請をお断りさせていただきます

\* 手続きは保存期限の2ヶ月前から可能です。

\* 凍結胚が複数あり採卵日が異なる場合は、採卵周期毎に延長手続きが必要です。

\* 凍結や融解のストレスによって胚や精子に障害が及ぶことがあります。そのような場合、お支払いになった費用の  
返却はできかねますことをご了承ください。

\* 地震や風水害などの天災、火災、テロや犯罪、液体窒素の不足、凍結タンクの故障、その他により、凍結物が使用  
不可能となることがあります。不可抗力による事象が原因である場合は、凍結までの治療費、凍結費用、延長費用な  
どの返金は致しませんのでご了承ください。

\* 閉院となった場合（院長病気・死亡、その他）は、凍結物は廃棄されます。凍結までの治療費、凍結費用、延長費  
用などの返金は致しませんので、ご了承ください。

\* 連絡先が変更になった場合や、万が一離婚あるいはご夫婦のどちらか一方が死亡された場合など、体外受精-胚移  
植法による治療を中止する場合は必ず文書でご連絡ください。